

愛知県森林公園の公園施設
指定管理者募集要項 様式・資料編

様式名称	様式番号	頁
指定管理者指定申請書	(様式1-1)	22
指定管理者指定申請辞退届	(様式1-2)	23
指定管理者業務の実施に関する計画書	(様式2-1)	24
指定管理者指定申請書総括表	(様式2-2)	25
計画-1 「平等な利用の確保に関する方針」	(様式3-1)	26
計画-2 「施設の基本的な管理運営方針」	(様式3-2)	27
計画-3 「施設の維持管理についての考え方」	(様式3-3)	28
計画-4 「利用者サービス向上への取組」	(様式3-4)	29
計画-5 「利用促進への取組」	(様式3-5)	30
計画-6 「地域や関係機関との連携についての考え方」	(様式3-6)	31
計画-7 「経費縮減への取組」	(様式3-7)	32
計画-8 「管理運営に係る収支計画の概要」	(様式3-8-1)	33
収支計画書	(様式3-8-2)	34
利用料金提案書	(様式3-8-3)	35
計画-9 「施設管理に関する技術等」	(様式3-9)	36
計画-10 「施設管理の実施体制の概要」	(様式3-10-1)	37
人員配置計画書	(様式3-10-2)	38・39
業務の再委託及びその点検方法	(様式3-10-3)	40
計画-11 「人材育成の方針」	(様式3-11)	41
計画-12 「緊急時の体制の概要」	(様式3-12)	42
計画-13 「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」	(様式3-13)	43
計画-14 「諸規程の整備又は方針」	(様式3-14)	44
計画-15 「管理運営に係るPR事項」	(様式3-15)	45
計画-16 「自主事業に関する提案」	(様式3-16)	46
計画-17 「お野立所活用の提案」	(様式3-17)	47
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	(様式4)	48・49
法人等概要書、法人役員等一覧	(様式5-1・2)	50・51
主要業務実績一覧、管理運営業務に関する実績状況	(様式6-1・2)	52・53
誓約書	(様式7)	54
共同体構成員届	(様式8)	55
公園施設指定管理業務に関する共同体協定書	(様式9)	56
委任状	(様式10)	57
公園施設指定管理者募集に係る現地説明会の参加について	(様式11)	58
公園施設指定管理者申請に係る質疑書	(様式12-1・2)	59・60
(資料)		
公園施設案内図	(資料1)	61
公園施設平面図・敷地図等	(資料2)	62・63
公園施設の利用状況	(資料3)	64
現行利用料金一覧表・過去3箇年の利用料金収入	(資料4)	65
過去3箇年の収支の状況	(資料5)	66
地方自治法(抜粋)	(資料6)	67
関係条例・規則	(資料7)	68

(様式 1 - 1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条第2項の規定により申請します。

記

公の施設の名称

愛知県森林公園の公園施設

(添付書類)

- 1 指定管理者業務の実施に関する計画書
- 2 定款又はこれに準ずるもの
- 3 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

(様式 1 - 2)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため 年 月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

公の施設の名称
愛知県森林公園の公園施設

申請辞退理由：

(様式 2 - 1)

指定管理者業務の実施に関する計画書

施設名	愛知県森林公園の公園施設
住所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - 2)

指定管理者指定申請書総括表 (愛知県森林公園の公園施設)

申請者の名称 (所在地)	
平等な利用の確保に関する方針 (詳細は様式 3-1)	
施設の基本的な管理運営方針 (詳細は様式 3-2)	
施設の維持管理についての考え方 (詳細は様式 3-3)	
利用者サービス向上への取組 (詳細は様式 3-4)	
利用促進への取組 (詳細は様式 3-5)	
地域や関係機関との連携についての考え方 (詳細は様式 3-6)	
経費縮減への取組 (詳細は様式 3-7)	
管理運営に係る収支計画の概要 (詳細は様式 3-8-1・3-8-2・3-8-3)	
施設管理に関する技術等 (詳細は様式 3-9)	
施設管理の実施体制の概要 (詳細は様式 3-10-1・3-10-2・ローテーション表・3-10-3)	
人材育成の方針 (詳細は様式 3-11)	
緊急時の体制の概要 (詳細は様式 3-12)	
個人情報保護及び情報公開に対する考え方 (詳細は様式 3-13)	
諸規定の整備又は方針 (詳細は様式 3-14)	
管理運営に係る P R 事項 (詳細は様式 3-15)	
自主事業に関する提案 (詳細は様式 3-16)	
お野立所活用の提案 (詳細は様式 3-17)	

(様式 3 - 1)

「平等な利用の確保に関する方針」

愛知県森林公園の公園施設を管理運営するうえで、利用者の平等な利用の確保に関する方針について記入してください。

(様式 3 - 2)

「施設の基本的な管理運営方針」

愛知県森林公園の公園施設の設置目的を踏まえ、どのような管理運営を行っていくか基本的な考え方を記入してください。(運営方針、理念等)

(様式 3 - 3)

「施設の維持管理についての考え方」

主要施設建築から50年が経過し、各施設の老朽化も進んでいることから、愛知県森林公園の公園施設の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

また、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(1) 基本的な考え方及び重視するポイント

(2) 具体的な方法、内容、頻度等

①安全管理

②植栽管理

③清掃

④設備保守点検

⑤施設の修繕

⑥その他

(様式 3 - 4)

「利用者サービス向上への取り組み」

利用者サービスの向上に対する取組について記入してください。

(1) どのようにして愛知県森林公園の公園施設の利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営に反映するか記入してください。

(2) トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について記入してください。

(3) その他の取組について記入してください。

(様式 3 - 5)

「利用促進への取組」

利用促進、利用者増に関する目標値について記入するとともに、その具体的な方針や手法について記入してください。

(1) 目標値

(2) 方針及び手法

(様式 3 - 6)

「地域や関係機関との連携についての考え方」

愛知県森林公園の公園施設の管理運営にあたり、住民との協働や、地域や団体、関係機関との連携の考え方について記入してください。

(様式 3 - 7)

「経費縮減への取組」

愛知県森林公園の公園施設の管理運営にあたり、どのようにして効率的な管理運営を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

(様式 3-8-1)

「管理運営に係る収支計画の概要」

収支計画書（様式 3-8-2）を作成するとともに、その積算内訳を添付してください。
（様式任意。ただし A 4 版で作成してください。）
また、有料施設の利用料金について、承認申請額設定の考え方や理由を利用料金提案書（
様式 3-8-3）に記入してください。

(様式 3-8-2)

「収支計画書」

(単位：千円)

区 分		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
利用料等 (収入)	利用料金収入					
	指定管理料収入					
	収入計(a)					
管理運営費 (支出)	施設管理費	人件費 (雇員・直営作業員)				
		清掃費				
		保守点検費				
		警備費				
		修繕費				
		雑工				
	運営費	人件費 (事務所職員)				
		人件費 (雇員・直営作業員)				
		イベント費				
		光熱水費				
		事務所運営費				
管理運営費 (支出) 計(b)						
収支差(a)-(b)						
備考						

- ※ 1 人件費には施設管理費、運営費に区分される業務に従事する人員の給与等を記入して下さい。(これらの欄の合計が指定管理業務全体の人件費となります。)
- ※ 2 事務所運営費には、通信・送信費、印刷製本費、消耗品費、消耗備品費、手数料、会議費、保険料、租税公課費、旅費交通費等を含めて下さい。
- ※ 3 その他特記事項(考え方等)があれば、備考に記入して下さい。
- ※ 4 積算内訳を添付してください(なお、積算根拠が分からない場合等について、追加で資料の提出をお願いすることがあります)。
- ※ 5 キャッシュレス決済業務に係る経費については、県が支出の実績に応じて指定管理料を支払いますので、この収支計画書に含めないでください。

(様式 3-8-3)

「利用料金提案書」

○利用料金の設定に係る考え方等について記入してください。

--

○個々の利用料金制導入施設について利用料金の承認申請料金を記入してください。

施設名	区分	単位	レク条例別表第2 による使用料の額 (単位 円)	現行利用料金 の額 (単位 円)	承認予定申請 料金 (単位 円)	
野球施設		1面2時間につき	1,600	1,750		
		1面4時間につき	3,200	3,500		
		1面8時間につき	4,900	5,300		
庭球施設		1コート2時間につき	600	660		
		1コート4時間につき	1,200	1,320		
		1コート8時間につき	1,800	1,980		
弓道施設	専用利用	4時間につき	1,900	2,100		
		8時間につき	3,100	3,400		
	一般利用	1人4時間につき	100	110		
		1人8時間につき	200	220		
乗馬施設	乗馬	1頭1時間につき	2,600	3,300		
	馬場	専用利用	1面4時間につき	9,300	10,230	
		1面8時間につき	14,300	15,730		
	一般利用	1人4時間につき	200	220		
		1人8時間につき	400	440		
	厩舎	1馬房1日につき	2,100	2,310		
植物園施設	個人	1人1回につき	200	220		
		1人1年につき	2,000	2,200		
	団体(30人以上)	1人1回につき	180	200		
会議室等施設	会議室	午前	3,100	2,500		
		午後	4,300	3,300		
	多目的利用室	午前	2,400	2,500		
		午後	3,200	3,300		
野外演舞場施設		午前	1,600	2,050		
		午後	1,900	2,450		
ボート施設	手こぎ式ボート	1隻30分につき	350	400		
	足踏み式ボート	1隻30分につき	700	800		

(様式 3 - 9)

「施設管理に関する技術等」

愛知県森林公園の公園施設の管理運営を行うにあたり、貴団体が持っている技術、手法及び経験等でアピールしたい事項があれば記入してください。

(様式 3-10-1)

「施設管理の実施体制の概要」

愛知県森林公園の公園施設にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を確保して業務を遂行するか、「人員配置計画」（様式 3-10-2）を作成するとともに、本部と現地の責任体制・業務実施体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式 3-10-2)

人員配置計画書 (記入例)

役 職	担当業務内容	能力、資格、実務 経験年数など	雇 用 形 態				職員の 年齢層	一週間の 勤務時間	備 考
			正 規	パ ー ト	委 託	その他(具 体的に記入)			
総括責任者兼所長	愛知県森林公園の公園施設のマネジメント全般		○				40代	40h	
運營業務責任者	経理全般、庶務事務	経理事務士3級、簿記資格	○				30代	40h	
スタッフ①	経理担当	情報処理活用能力検定準2級					20代	40h	
営業担当	誘客営業等	営業経験者	○				40代	40h	
スタッフ①	窓口業務			○			20代	40h	
企画担当	催事計画	イベント業務管理者	○				30代	40h	
スタッフ①	催事担当		○				20代	40h	
施設管理業務責任者	施設管理	建築設備士	○				40代	20h	本社兼務
スタッフ①			○				30代	40h	
スタッフ②			○				30代	40h	
マルチスタッフ①	施設管理			○			50代	40h	
マルチスタッフ②	施設管理			○			40代	40h	
マルチスタッフ③	イベント支援			○			60代	40h	

※仕様書を確認して必要な職員を記入してください。なお、配置する職員全てについて記入してください。
 ※役職については、愛知県森林公園の公園施設を管理運営するうえで必要と思われる役職を記入してください。ただし、総括責任者、所長、運營業務責任者、施設管理業務責任者については必ず記入してください。(総括責任者と所長は兼務することができます。)

※能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定の上記入してください。

※職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

正規職員とは、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。パートは、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層は、20代、30代等目安で結構ですので記入してください。

※愛知県森林公園の公園施設に常勤する職員を除き、貴団体の本社などで愛知県森林公園の公園施設の管理に係わる人員を置く場合は、備考欄にその旨記入し、週間勤務時間に愛知県森林公園の公園施設管理運營業務に係わる時間を記入してください。

※本表とは別に管理運営に係る勤務ローテーション表(標準1ヶ月:A4版、様式任意)の案を作成し提出してください。

(様式 3 - 1 0 - 3)

「業務の再委託及びその点検方法」

業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記入してください。

(様式 3 - 1 1)

「人材育成の方針」

業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について記入してください。

(様式 3 - 1 2)

「緊急時の体制の概要」

事故や災害発生時などの緊急時の体制について、連絡方法及び対応を含めて記入してください。また、事故や災害発生時に的確に対応するための平時の取組（職員研修や施設の構成・構造や特性を踏まえた訓練の実施等）についても、具体的に記入してください。

(様式 3 - 1 3)

「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」

個人情報保護に対する考え方等及び情報公開についての考え方について記入してください。(規程等を定めている場合は添付してください。)

(1) 個人情報保護に対する考え方及び個人情報の取扱い

(2) 情報公開に対する考え方(要綱等を制定済みであればその内容も)

(様式 3 - 1 4)

「諸規程の整備又は方針」

就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについて規程等を定めている場合は添付してください。明文化したものがない場合はどのような方針で行っているか記入してください。

(様式 3 - 1 5)

「管理運営に係る P R 事項」

当該施設管理に対する参加意欲、抱負、P R したい事項について記入してください。

(様式 3 - 1 6)

「自主事業に関する提案」

一層の利用者サービスの向上や利用者数の増加などのため、自らの責任において指定管理者業務以外の事業(自主事業)を実施する場合は、その内容・計画を記入してください。
(自主事業の提案をする・しないは自由ですが、審査対象に含まれます。)

(様式 3 - 1 7)

「お野立所活用の提案」

第70回全国植樹祭の理念継承に合致し、かつ、施設の利用者数の増加、利用者サービスの向上等に貢献できる事業に関する提案について、その内容・計画を記入してください。
(お野立所活用の提案をする・しないは自由ですが、審査対象に含まれます。)

(様式4)

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者)住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類(写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上) <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人未満)		<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録		<input type="checkbox"/> 証明書
	<input type="checkbox"/> 保護観察対象者等の雇用		<input type="checkbox"/> 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)		<input type="checkbox"/> 調達実績の分かる書類 <small>契約書、納品書、請求書、領収書等</small>
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証		<input type="checkbox"/> 認証書
	<input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出		<input type="checkbox"/> 受理書(※)
	<input type="checkbox"/> えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同		<input type="checkbox"/> 賛同書
	<input type="checkbox"/> くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定		<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
	<input type="checkbox"/> 愛知県休み方改革マイスター企業の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
エコモビリティライフの推進	<input type="checkbox"/> あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入		<input type="checkbox"/> 加入証明書
	<input type="checkbox"/> エコ通勤優良事業所の認証		<input type="checkbox"/> 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	<input type="checkbox"/> 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録		<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> 活動報告書の提出		<input type="checkbox"/> 報告書
健康づくりの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県健康経営推進企業の登録		<input type="checkbox"/> 証明書
取引適正化の推進	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の公表		<input type="checkbox"/> 宣言文

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記入要領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク (☑) を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類(写)」欄の該当項目(書類)にチェックマーク (☑) を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関(愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体)にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください(Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です(愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの(「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載)に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
- (10) 「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表している宣言文の写しを添付してください。
- (11) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先(愛知県庁 052-961-2111《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること(えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定(トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む)に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関すること	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

(様式5-1)

法人等概要書

名 称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
法人等の特色	

(様式 6 - 2)

愛知県森林公園の公園施設等の管理運営業務に関する実績状況

業 務 名	業 務 内 容	備 考

※本書には過去3箇年程度の愛知県森林公園の公園施設やその類似施設の管理運営業務に関する業務実績について記入してください。

※業務内容欄には、施設の概要（施設名称、所在地、施設規模、年間集客数等）、業務の概要（業務内容、管理運営体制、管理運営業務の期間等）、受注額、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

(様式 7)

誓約書

愛 知 県 知 事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

(共同体的場合、構成員連名としてください)

愛知県森林公園の公園施設の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- ・ 指定管理者募集要項第 3 の 1 の申請資格要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式 8)

共同体構成員届

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

共同体の名称

構成員 (代表者) 所在地
名 称
代表者氏名

構成員 所在地
名 称
代表者氏名

構成員 所在地
名 称
代表者氏名

このたび、愛知県森林公園の公園施設における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式10)

委任状

愛知県知事殿

共同体の名称

構成員（代表者）	所在地 名称 代表者氏名
----------	--------------------

構成員	所在地 名称 代表者氏名
-----	--------------------

私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

記

受任者

	所在地
共同体の代表者	名称
	代表者氏名

委任事項

- 1 愛知県森林公園の公園施設の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 愛知県と愛知県森林公園の公園施設の指定管理業務についての協定書の締結
- 3 愛知県森林公園の公園施設の指定管理業務についての指定管理料の請求及び受領

(様式 1 1)

年 月 日

愛知県農林基盤局林務部林務課長 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

愛知県森林公園の公園施設指定管理者募集に係る現地説明会の参加について

このことについて、下記の担当者が出席します。

記

参加者名（役職）：

連絡先 TEL：

FAX：

E-mail：

(様式 12 - 1)

「愛知県森林公園の公園施設指定管理者申請に係る質疑書」

法人等名：
代表者名：
担当者名：
T E L：
F A X：
E-mail：

(様式12-2)

質 疑 書 (愛知県森林公園の公園施設)

資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
	※ 用紙が不足する場合は、複写して使用してください。	

※資料名称は、本募集要項に関するものは「募集要項」、愛知県森林公園の公園施設指定管理者業務仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。

(資料1)

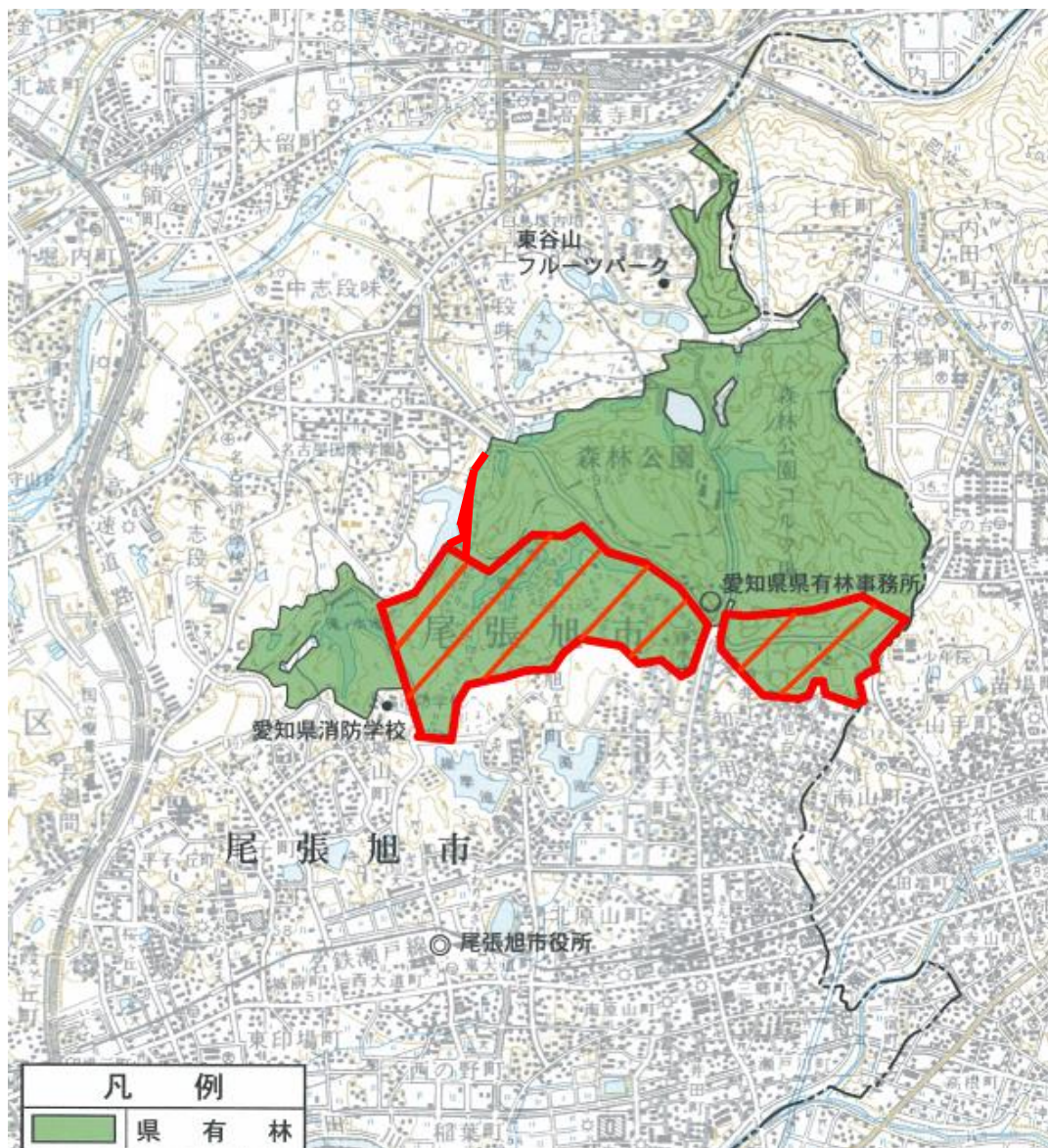
愛知県森林公園の公園施設案内図

概ね赤太線で囲われた区域（導水路等を除く）

【主要交通アクセス（案内所まで）】

名鉄瀬戸線・三郷駅から北へ約 2.1km

愛知環状鉄道・瀬戸市駅から北西へ約 3.4km



お野立所の概要

2019年5月竣工

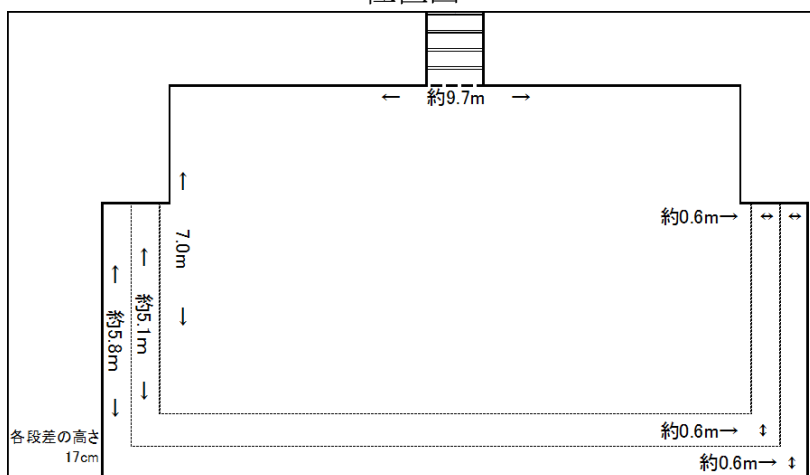
構造：木造 平屋建て 延面積 67.65 m²

2019年6月2日

全国植樹祭において、天皇皇后両陛下が御臨席された



位置図



平面図



現況写真

お野立所を活用した主な行事

あいちグリーンフェス 2024年5月18日開催 来場者延べ7,611名

第70回全国植樹祭の5周年を記念した愛知出身アーティストによるステージイベントを実施

(資料3)

愛知県森林公園の公園施設の利用状況

施設名		単位	2021年度	2022年度	2023年度	平均
運動施設	野球場	人 (件)	14,528 (320)	17,023 (293)	16,672 (299)	16,074 (304)
	庭球場	人 (件)	31,528 (5,938)	27,002 (4,843)	25,538 (4,425)	28,023 (5,069)
	弓道場	人 (件)	1,256 (303)	1,384 (326)	1,248 (279)	1,296 (303)
	乗馬	人 (件)	10,106 (8,062)	10,243 (8,382)	9,126 (8,228)	9,825 (8,224)
	運動広場	人	7,900	11,397	9,271	9,523
	計	人	65,318	67,049	61,855	64,741
植物園施設		人 (大人)	102,112 (85,665)	88,691 (73,603)	80,107 (66,593)	90,303 (75,287)
一般公園施設	ボート	人	6,312	4,301	2,770	4,461
	野外演舞場	人 (件)	11,382 (76)	8,926 (73)	8,326 (68)	9,545 (72)
	多目的利用室	人	718	1,014	2,351	1,361
	センター広場	人	853,000	866,000	871,000	863,333
	計	人	871,412	880,241	884,447	878,700
年間延利用者数 (無料施設を含む)		人	1,038,842	1,035,981	1,026,409	1,033,744
利用料金収入		円	39,393,520	35,728,500	33,038,800	36,053,607

※この表において、「平均」は小数点以下を四捨五入とする。

(資料4)

現行利用料金一覧表

利用料金の名称	区分	単位	利用料金の額 (円)	県が規定する 使用料 (円)	県の規定料金 に対する割合	
野球施設 利用料金		一面二時間につき	1,750	1,600	1.09	
		一面四時間につき	3,500	3,200	1.09	
		一面八時間につき	5,300	4,900	1.08	
庭球施設 利用料金		一コート二時間につき	660	600	1.10	
		一コート四時間につき	1,320	1,200	1.10	
		一コート八時間につき	1,980	1,800	1.10	
弓道施設 利用料金	専用利用	四時間につき	2,100	1,900	1.11	
		八時間につき	3,400	3,100	1.10	
	一般利用	一人四時間につき	110	100	1.10	
		一人八時間につき	220	200	1.10	
乗馬施設 利用料金	乗馬	一頭一時間につき	3,300	2,600	1.27	
	馬場	専用利用	一面四時間につき	10,230	9,300	1.10
			一面八時間につき	15,730	14,300	1.10
		一般利用	一面四時間につき	220	200	1.10
			一面八時間につき	440	400	1.10
	厩(きゅう)舎	一馬房一日につき	2,310	2,100	1.10	
植物園 利用料金	個人	一人一回につき	220	200	1.10	
		一人一年につき	2,200	2,000	1.10	
	団体(三十人以上)	一人一回につき	200	180	1.11	
会議室等 使用料	会議室	午前	2,500	3,100	0.81	
		午後	3,300	4,300	0.77	
	多目的利用室	午前	2,500	2,400	1.04	
		午後	3,300	3,200	1.03	
野外演舞場 利用料金		午前	2,050	1,600	1.28	
		午後	2,450	1,900	1.29	
ボート 利用料金	手こぎ式ボート	一隻三十分につき	400	350	1.14	
	足踏み式ボート	一隻三十分につき	800	700	1.14	

※この表において、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「県の規定料金に対する割合」は小数点以下第3位を四捨五入とする。

過去3箇年の利用料金収入

施設名		2021年度	2022年度	2023年度
運動施設	野球施設	1,375,600円	1,312,650円	1,323,100円
	庭球施設	5,431,140円	4,376,460円	3,989,040円
	弓道施設	122,440円	128,150円	116,910円
	乗馬施設	19,578,460円	19,441,290円	18,735,310円
植物園施設		10,684,560円	8,864,900円	7,640,040円
一般公園施設	ボート施設	1,936,620円	1,319,600円	857,600円
	多目的利用室	92,100円	120,200円	222,200円
	野外演舞場	172,600円	165,250円	154,600円
合計		39,393,520円	35,728,500円	33,038,800円

(資料5)

過去3箇年の収支の状況

(単位：千円)

区 分		2021 年度実績	2022 年度実績	2023 年度実績	
利用料金等 (収入)	利用料金収入	39,394	35,729	33,039	
	指定管理料収入	205,960	210,600	214,142	
	自主事業収入	23,662	25,198	26,592	
	収入計(a)	269,016	271,527	273,773	
管理運営費 (支出)	施設管理 運営費	人件費	118,722	109,678	118,486
		清掃費	10,902	11,250	10,291
		設備保守点検・運 転管理費	3,195	2,817	2,721
		警備費	1,622	1,622	1,854
		修繕費	3,334	5,798	4,610
		その他施設管理費	62,000	62,000	62,000
		イベント費	19,297	22,266	23,858
		光熱水費	17,678	21,382	20,673
		運営費	28,726	32,433	27,939
	管理運営費(支出)計(b)	265,476	269,246	272,432	
収支差(a)-(b)		3,540	2,281	1,341	

(資料6)

地方自治法（抜粋）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

(公の施設関係条文を記載)

(資料7)

関係条例・規則

- 1 愛知県レクリエーション施設条例
- 2 愛知県森林公園管理規則
- 3 指定管理者による公の施設の管理に関する条例
- 4 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

○ 愛知県レクリエーション施設条例(抄)

(設置)

第一条 県民の健康の増進及びレクリエーションのための施設を設置する。

(名称、位置等)

第二条 施設の名称及び位置並びに施設における業務は、別表第一のとおりとする。

第三条 削除

(施設の利用)

第四条 施設の運動施設、植物園、会議室、野外演舞場、ボート施設、浴場、宿泊施設、キャンプ施設又はバーベキュー場を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用料)

第五条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表第二に定める額の使用料を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 愛知県森林公園の植物園を中学生以下の者が利用する場合

二 愛知県民の森の宿泊施設の利用者が浴場を利用する場合

2 使用料は、当該施設の利用開始日までにおいて知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により使用料の徴収の事務を委託する場合にあつては、当該委託を受けた者）が指定する日までに、納付しなければならない。

3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第七条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 利用者が知事の承認を受けて利用を中止したとき。

4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

5 使用料を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(利用料金)

第五条の二 知事は、第八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第四条第一項の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、第四条第一項の許可を受けた者は、前条第一項各号に

掲げる場合を除き、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

- 3 利用料金の額は、別表第二に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 前条第三項及び第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用者の義務)

第六条 利用者は、施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第四条第二項の規定により許可に付けられた条件及び知事の指示に従うとともに、施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第七条 知事は、利用者が前条の規定に違反したときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第八条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- 一 第四条第一項の規定により施設の利用を許可すること。
- 二 第四条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付けること。
- 三 第五条第三項第二号（第五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により利用の中止を承認すること。
- 四 第六条の規定により施設の利用に係る指示をすること。
- 五 前条第一項の規定により第四条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- 六 その他施設を維持管理し、及び運営すること。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、施設の利用条件その他施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十条 詐欺その他不正の行為により、第五条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。
- 一 第四条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反して施設を利用した者
 - 二 第七条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反して施設を利用した者
 - 三 その他不正の方法により許可を受けて施設を利用した者
- 3 第六条の規定に違反して施設の秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）・・・公園施設関係以外の部分は省略

名称	位置	業務
愛知県森林公園	名古屋市守山区及び尾張旭市	運動施設、植物園、会議室、野外演舞場、ボート施設、児童遊園施設その他の公園施設を利用させること。

別表第二（第五条、第五条の二関係）・・・公園施設関係以外の部分は省略

施設の名称	使用料の名称	区分	単位	使用料の額 (単位円)	
愛知県 森林 公園	野球施設 使用料		一面二時間につき	一、六〇〇	
			一面四時間につき	三、二〇〇	
			一面八時間につき	四、九〇〇	
	庭球施設 使用料		一コート二時間につき	六〇〇	
			一コート四時間につき	一、二〇〇	
			一コート八時間につき	一、八〇〇	
	弓道施設 使用料	専用利用	四時間につき	一、九〇〇	
			八時間につき	三、一〇〇	
	乗馬施設 使用料	乗馬	専用利用	一人四時間につき	一〇〇
			一般利用	一人八時間につき	二〇〇
	馬場	専用利用	一頭一時間につき	二、六〇〇	
			一面四時間につき	九、三〇〇	
			一面八時間につき	一四、三〇〇	
			一般利用	一頭四時間につき	二〇〇
			一頭八時間につき	四〇〇	
		厩（きゆう）舎	一馬房一日につき	二、一〇〇	
	植物園使用料	個人	一人一回につき	二〇〇	
			一人一年につき	二、〇〇〇	
		団体（三十人以上）	一人一回につき	一八〇	
	会議室等 使用料	会議室	午前	三、一〇〇	
午後			四、三〇〇		
	多目的利用室	午前	二、四〇〇		
午後		三、二〇〇			
野外演舞 場使用料		午前	一、六〇〇		
	午後	一、九〇〇			
ボート使 用料	手こぎ式ボート	一隻三十分につき	三五〇		
		足踏み式ボート	一隻三十分につき	七〇〇	

○ 愛知県森林公園管理規則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県森林公園（以下「公園」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

第二章 公園施設の利用

(行為の禁止)

第二条 公園の利用者は、公園内において次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 竹木及び園芸草花を伐採し、手折り、又は踏みつけること。
- 二 土地の形質を変更し、又は土砂を採取すること。
- 三 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 知事（愛知県レクリエーション施設条例（昭和三十九年愛知県条例第十六号。以下「条例」という。）第八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）がある場合にあっては、指定管理者。次号、次条、第五条から第七条まで及び第九条において同じ。）が指定する場所以外の場所でたき火をすること。
- 五 知事が指定する場所以外の場所に車馬を乗り入れること。

(利用禁止区域)

第三条 知事は、公園の損壊、公園内における工事その他の理由により、公園の保全又は利用者の危険の防止のため必要があるときは、区域を定めてその利用を禁止することができる。

(休業日)

第四条 運動施設（ゴルフ施設を除く。）、植物園、会議室、野外演舞場、ボート施設及び児童遊園施設のうちこどもの家の休業日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年一月一日まで

2 ゴルフ施設の休業日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- 二 十二月三十一日及び翌年一月一日

3 知事は、必要があると認めるときは、臨時に前二項の休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項若しくは第二項の休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

(利用時間)

第四条の二 運動施設（ゴルフ施設及び乗馬施設を除く。）、植物園、会議室及び野外演舞場の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 ゴルフ施設、乗馬施設、ボート施設及びこどもの家の利用時間は、知事が定める。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項又は前項の利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第五条 運動施設、植物園、会議室、野外演舞場及びボート施設の利用（植物園にあつては、団体で利用する場合に限る。）について、条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、利用申込書（様式第一（ゴルフ施設にあつては、知事が別に定める様式））を知事に提出しなければならない。

(利用の届)

第六条 運動施設、植物園、会議室、野外演舞場及びボート施設以外の施設を三十人以上の団体で利用する場合は、その団体の代表者は、公園利用届（様式第二）を知事に提出しなければならない。

(利用の変更の許可)

第七条 利用の許可を受けた者は、利用期間又は利用時間を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第三）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用者の原状回復義務)

第八条 利用者は、施設の利用を終わつたときは、利用した公園の施設及び物品を原状に復しておかなければならない。

(行為の制限)

第九条 公園内において行商、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十条 条例第五条の二第五項の規定による公告（公園に係るものに限る。）は、公園の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(損害賠償)

第十一条 利用者は、故意又は過失によつて施設を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

第三章 雑則

第十二条 この規則に定めるものを除くほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

2 指定管理者は、前項の規定により知事が定めるもののほか、知事の承認を受けて、公園の管理に関し必要な事項を定めることができる。

様式第1（その1）

（第5条関係）

利 用 申 込 書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
住 所	
氏 名	
(団体にあつては団体) 名及び代表者氏名	
次の施設を利用したいから申し込みます。	
利用する施設	
利用の目的	
利用の期間	
利用の数量	
利用責任者	(電話 局 番)
集合予定人員	
その他参考 となる事項	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この様式は、専用又は団体で利用する場合に用いること。
- 3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 1 (その 2)

(第 5 条関係)

利 用 申 込 書				
年 月 日				
愛知県知事 殿				
番 号	利 用 申 込 者		利 用 区 分	備 考
	氏 名	住 所		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 この様式は、個人で利用する場合に用いること。
3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 2

(第 6 条関係)

公 園 利 用 届	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
住 所 団 体 名 代表者氏名	
公園の施設を利用したいから、お届けします。	
利用する施設	運動場・芝生場・その他 ()
利用の目的	
利用の期間	年 月 日 午 ^前 後 時 分から 年 月 日 午 ^前 後 時 分まで
責任者又は連絡担当者	
集合予定人員	
持込設備	
その他参考となる事項	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第3
(第7条関係)

<p>利用変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (団体にあつては団体) 名及び代表者氏名</p> <p>次のとおり、利用の変更をしたいから、許可してください。</p>		
区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 名		
利 用 期 間		
そ の 他		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

○ 指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による公の施設の管理)

第二条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。

(指定の手続)

第三条 知事等は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）の範囲その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他規則等で定める書類を添えて、知事等に申請しなければならない。

3 知事等は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを指定するものとする。

一 業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

4 知事等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の手続の特例)

第四条 知事等は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取

り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事等が特に必要と認めるとき。

(指定管理者が行う管理の基準)

第五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

(規則等への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

○指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年愛知県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第三条第一項の規則で定める事項)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- 二 指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲
- 三 指定管理者の指定の期間
- 四 指定管理者の指定の申請の方法
- 五 指定管理者の選定に係る審査の基準
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請等)

第三条 条例第三条第二項の規定による申請は、知事が定める期間内に、指定管理者指定申請書（様式第一）を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第三条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款又はこれに準ずるもの
- 二 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 三 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(名称等の変更の届出)

第四条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、名称等変更届出書（様式第二）にその事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名
- 二 その他知事が定める事項

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、指定管理者による公の施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

様式第 1

(第 3 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
申請者	主たる事務所の所在地
名称	
代表者氏名	
下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 3 条第 2 項の規定により申請します。	
記	
公の施設の名称	
(添付書類)	
1 指定管理者業務の実施に関する計画書	
2 定款又はこれに準ずるもの	
3 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの	
4 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの	
5 組織及び運営に関する事項を記載した書類	
6 現に行っている業務の概要を記載した書類	
7 その他知事が必要と認める書類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2

(第4条関係)

名 称 等 変 更 届 出 書		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
申請者 主たる事務所の所在地		
名称		
代表者氏名		
下記のとおり変更があったので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例 施行規則第4条の規定により届け出ます。		
記		
1 変更の内容		
変更に係る事項	変 更 後	変 更 前
2 変更年月日		
(添付書類) 変更の事実を証する書類		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。